

日進市自治基本条例

検証関係課一覧



=今回検証条文

章	項目	条文		関係課			
前文	前文			企画政策課	市民協働課		
第1章 総則	(目的)	第1条		企画政策課			
	(条例の位置づけ)	第2条		企画政策課	総務課		
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課		
			第2号				
第3号							
第4号							
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課			
			第2号		地域福祉課		
			第3号	企画政策課			
			第4号	市民協働課			
			第5号	企画政策課			
			第6号	市民協働課			
			第7号	秘書広報課			
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条		市民協働課	地域福祉課		
	(平和的生存権)	第6条		危機管理課	生活安全課		
	(環境権)	第7条		環境課			
	(知る権利)	第8条		総務課			
	(個人情報保護)	第9条		総務課			
	(権利の尊重)	第10条		地域福祉課	危機管理課		
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課			
			第2項	秘書広報課	市民協働課		
			第3項	財政課	税務課	収納課	
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会 (議事課)			
			第2項				
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課			
			第2項				
			第3項	人事課			
	(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課			
			第2項				
	第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課		
				第2項	子育て支援課		
第3項							
第4項				市民協働課			
第5項							
(市民自治活動)		第16条	第1項	市民協働課			
			第2項				
			第3項				
			第4項		地域福祉課	生涯学習課	
			第5項				
(連携)		第17条	第1項	市民協働課			
	第2項		企画政策課	市民協働課			

章	項目	条文	関係課			
第6章 市政の組織 及び運営	(柔軟な組織の形成)	第18条	企画政策課			
	(市民本位の市政運営)	第19条	情報広報課	企画政策課		
	(計画的な市政運営)	第20条	企画政策課			
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	行政課		
			第2項			
	(個人情報の適切な取扱い)	第22条	第1項	行政課		
			第2項			
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	行政課		
			第2項			
	(財政)	第24条	第1項	財政政策課		
第2項						
第3項						
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課			
		第2項				
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
			第4項			
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
(委任)	第29条	企画政策課				

# 日進市自治基本条例検証シート

## 第20条（計画的な市政運営）

### 1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第20条</p> <p>市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければならない。</p>
解説	<p>地方自治法の一部を改正する法律（平成23年8月1日施行）により、市議会の議決を経て総合計画の基本構想を策定する義務はなくなりました。しかし、総合計画は市のまちづくりの最上位の計画で、長期展望に立った総合的、計画的な行政経営の指針であるため、本条例ではその策定義務を規定しています。</p> <p>また、市議会で「日進市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年4月1日施行）」が制定され、総合計画の基本構想部分の策定、変更又は廃止に関して市議会の議決を必要としています。</p> <p>なお、個別の計画等は、総合計画に基づいて策定します。</p> <p>※総合計画とは</p> <p>目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策や事業を定める基本計画、事業の年度ごとの進め方を明らかにする実施計画により構成されます。</p>

## 企画政策課

### 2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

#### 【第13条第2項再掲】

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治基本条例による総合計画の策定義務付け
平成23年度	・地方自治法改正による市町村の総合計画策定義務の廃止
平成23年度～	・第5次日進市総合計画期間開始 ・総合計画推進体制の確立・実施 （総合計画推進本部、総合計画推進部会） ・実施計画の策定【毎年度実施】 ・市民意識調査の実施 （H23年度、H26年度、H28年度、H30年度）
平成27年度	・日進市議会の議決すべき事件を定める条例に日進市総合計画の基本構想部分を議決すべき事件として規定
平成30年度～	・第6次日進市総合計画策定開始

### 3 現状と問題点【一部第13条第2項再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 確立した総合計画推進体制に基づき、毎年度、推進を行っています。
- 実施計画を毎年度策定する中で、個別計画の策定や各事業の実施内容についてヒアリングを行い、市政運営が総合計画に沿ったものとなるよう努めています。
- 達成することが非常に困難な目標値の設定があることから、指標の達成率が低くなっています。  
大施策の成果指標 達成率19.2%（中間値基準5.8%）  
中施策の成果指標 達成率25.4%（中間値基準15.9%）
- 時代の経過により、内容や指標の見直しが必要となっています。

### 4 今後の方向性【一部第13条第2項再掲】

- 引き続き、第5次日進市総合計画に沿った市政運営を行っていきます。
- 第6次日進市総合計画を策定するにあたり、市民参加を行いながら、時代に即したより効果的な総合計画となるよう、検討を行っていきます。
- 併せて、第6次日進市総合計画の推進についても、手法の検討を行っていきます。

# 日進市自治基本条例検証シート

## 第 2 1 条（開かれた市政運営）

### 1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第 2 1 条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>第 8 条で規定する「知る権利」を保障するものとして、市政における情報公開について規定しています。なお、情報公開に関して必要な事項については、「日進市情報公開条例」に委ねています。</p>

## 行政課

### 2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 8 条再掲】

時 期	内 容
平成 2 4 年度	・ 情報公開制度研修
平成 2 5 年度	・ 情報公開制度・個人情報保護制度研修
平成 3 0 年度	・ 情報公開制度研修
平成 3 0 年度	・ 情報公開条例逐条解説策定

### 3 現状と問題点【第 8 条再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 実施機関に対し、情報公開請求に対する事務手続に関し、具体的事例ごとに説明しているのので、公文書公開請求件数の多い部署においては制度の理解が浸透してきているが、件数の少ない部署については、事務手続がスムーズに行えるよう周知を図る必要があります。
- また、公開すべき情報と個人情報等として保護すべき情報の判断を的確に行う必要があります、そのために各職員の習熟度を向上させる必要があります。

### 4 今後の方向性【第 8 条再掲】

- 開かれた市政の実現のために、市が保有する情報を積極的に公表していると考えます。しかし、部分公開決定に対する審査請求により原処分が変更となることもあるため、公開・非公開の判断については、実施機関に対して更なる理解度の向上を図る必要があります。

# 日進市自治基本条例検証シート

## 第22条（個人情報の適切な取扱い）

### 1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第22条</p> <p>市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>第9条で規定する「個人情報の保護」を保障するものとして、市の保有する個人情報の保護について規定しています。なお、個人情報の保護に関して必要な事項については、「日進市個人情報保護条例」に委ねています。</p>

## 行政課

### 2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）【第 9 条再掲】

時 期	内 容
平成 26 年～ 【毎年度実施】	・ 特定個人情報保護評価（P I A）
平成 27 年	・ 日進市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び日進市特定個人情報等取扱規程の策定
平成 30 年	・ 特定個人情報の安全管理措置研修の実施
平成 30 年	・ 個人番号利用事務等取扱要領の策定

### 3 現状と問題点【第 9 条再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 個人情報の中でも特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）については、その利活用範囲の拡大に伴い、安全管理措置の必要性が問われています。
- 特定個人情報の漏洩等を防止するための基本方針及び取扱要領については、策定した内容に基づき、安全管理のための点検・監査に取り組む必要があります。

### 4 今後の方向性【第 9 条再掲】

- 各課において策定済みである個人番号利用事務等取扱要領に基づき、特定個人情報等の事務取扱における安全を確保するため、点検及び監査を実施していきます。



# 日進市自治基本条例検証シート

## 第23条（適切な行政手続）

### 1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第23条</p> <p>市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続（以下「行政手続」といいます。）を行わなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
解説	<p>市の執行機関が市民の利害に関わる処分などを行う際、処分などがどのような手順を踏んで行われるかの決まりを定め、あらかじめ公表しておくことを規定しています。なお、行政手続に関して必要な事項については、「日進市行政手続条例（平成9年10月1日施行）」に委ねています。</p>

## 行政課

### 2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 2 9 年度	・ 行政手続法適用処分一覧表の作成及びシステム登載

### 3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- どのような事務が条例に定める処分となるかについて、一覧表の作成を行いました。
- 今後は、制度に対する理解を深める必要があります。また、定期的な処分一覧の見直しを行っていく必要があります。

### 4 今後の方向性

- 研修等を通じて行政手続に関する理解を深め、適正な手続きを推進していきます。

# 日進市自治基本条例検証シート

## 第24条（財政）

### 1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第24条</p> <p>市長は、総合計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。</p> <p>2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません。</p> <p>3 市長は、日進市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。</p>
解説	<p>計画的で実効性のある市政運営を行う上で重要な「財政」について定めています。</p> <p>第1項では、中長期的な財政計画を策定し、計画的で効率的な財政運営を行うことを規定しています。</p> <p>第2項では、財政に関する計画及び状況を市民にわかりやすく説明することを規定しています。健全な財政運営が行われているかどうかを市民もチェックできるようにすることが大切だと考えています。</p> <p>第3項では、市有財産の適正管理と有効活用について規定しています。</p>

## 財務政策課

### 2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成18年3月	・中期財政計画（平成18年度から平成22年度）
平成23年3月	・中期財政計画（平成23年度から平成27年度）
平成23年度～ 【毎年度実施】	・予算編成方針の公表開始
平成26年3月	・中期財政計画（改）（平成26年度から平成30年度）
平成27年度	・市有財産土地一般競争入札により売却 （平成28～29年度実施）
平成28年度～ 【毎年度実施】	・予算配分に新枠配分方式を導入・予算編成過程の公表開始 ※枠配分方式と一件査定方式のメリットを併せた方法
平成28年度	・公共施設等総合管理計画
平成29年度	・統一的な基準による地方公会計の導入
平成29年度	・修繕予算枠の導入
平成30年3月 【毎年度実施】	・中期財政計画（平成30年度から令和4年度）

### 3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 中期財政計画の策定は、当初5年ごとの見直しとしていましたが、社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応するため、平成30年度から毎年度策定に改めました。なお、平成26年の見直しは普通交付税の交付や制度改革などの影響で、大幅な計画見直しが必要だったことに起因します。
- 予算編成の前に経常経費調査を行うとともに、新枠配分方式による予算配当を行うことにより、優先順位の高い事業に効率的・効果的な予算配当を行っています。
- 経常経費の削減には限界があるため、これまで以上に事業の効率化が必要です。
- 地方公会計の導入により、ストック情報（資産・負債）の把握等が可能となりました。
- 予算・決算状況や財政白書、ストック情報などの情報を広報誌には年2回、市HPには随時掲載しています。
- 活用可能な普通財産土地データについて、庁内で共有データ化を図っています。
- 経営改革プラン及び公共施設等総合管理計画により、公共施設の計画的な修繕を行うため、予算時に修繕予算枠を設定しました。

#### 4 今後の方向性

- 中期財政計画は、今後も毎年見直しを実施していきます。
- 予算配分方式については、各担当課での工夫を促し、さらに効率的・効果的な予算配分方法となる方法の導入をめざし、調査・研究をしていきます。
- 財政に関する情報を、引き続き広報誌等を活用し、掲載していきます。
- 固定資産台帳の活用、修繕予算枠による施設修繕など、市有財産の適正管理を実施していきます。

# 日進市自治基本条例検証シート

## 第25条（行政評価）

### 1 日進市自治基本条例の規定

条文	<p>第25条</p> <p>市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。</p>
解説	<p>日進市の行政が効率的、効果的に行われているかどうかを評価する仕組みについて定めています。日進市では、平成17年度から行政評価を実施しており、事務事業評価を行い、結果を公表しています。</p> <p>第1項では、市民参加のもとに行政評価を実施し、市政に反映させていくことを規定しています。なお、平成23年度からは外部評価を行っています。</p> <p>第2項では、評価を実施するだけでなく、その結果を公表することを規定しています。行政評価制度は、効率的な行政運営のためだけでなく、結果を公表することにより、市民への説明責任を果たすことにもつながります。</p> <p>※行政評価とは</p> <p>民間の経営手法を行政運営に積極的に取り入れ、行政の効率性を高めようとする考え方（NPM：ニューパブリックマネジメント）の手法の一つです。行政が実施する仕事を、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」というマネジメントサイクルでとらえて、一定の基準、指標に従って客観的に分析、評価し、その結果を今後の行政運営に反映させるものです。</p>

## 企画政策課

### 2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成20年度 【毎年度実施】 ※以下同じ	・事務事業評価の実施及び公表（522事業）
平成21年度	・事務事業評価の実施及び公表（277事業） ※平成21年度から、評価する事務事業を絞り込んで実施
平成22年度	・事務事業評価の実施及び公表（220事業）
平成23年度	・事務事業評価の実施及び公表（200事業） ・外部評価の実施（5事業）
平成24年度	・事務事業評価の実施及び公表（263事業） ・外部評価の実施（8事業）
平成25年度	・事務事業評価の実施及び公表（257事業） ・外部評価の実施（10事業）
平成26年度	・事務事業評価の実施及び公表（258事業） ・外部評価を実施（5事業）
平成27年度	・事務事業評価の実施及び公表（265事業） ・外部評価の実施（2事業及び1テーマ） ※平成27年度の外部評価から、事務事業の枠にとらわれないテーマ型評価を実施
平成28年度	・事務事業評価の実施及び公表（248事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）
平成29年度	・事務事業評価の実施及び公表（236事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）
平成30年度	・事務事業評価の実施及び公表（233事業） ・外部評価の実施（1事業及び1テーマ）

### 3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

行政評価については、毎年度、事務事業評価と外部評価（平成23年度から）の2種類を実施し、それぞれの評価結果を公表しています。

#### 【事務事業評価について】

- 平成17年度から、市民に対する説明責任の実現、事務事業の見直し、業務改善、職員の意識改革を主な目的として、事務事業評価を開始しました。
- 事務事業評価については、制度所管課である企画政策課において、実施計画のヒアリング時にあわせて各課とヒアリングを行い、指標の設定方法、評価の理由や成果・課題等に関して綿密な調整を実施しています。そうすることで、評価結果を活用した実施計画の策定や予算編成につながり、PDCAサイクルの確立が可能となることで、事業効果の一層の向上や業務の効率化等を積極的に進めています。

- 平成26年度には、外部有識者による全課を対象とした説明会を開催し、特に、アウトプット・アウトカム指標の見直し作業を行うことで、各種事業の効果、課題等が、より把握しやすくなるなど、事業の改善、工夫につながる取り組みを進めています。
- 事務事業評価の単位は、実施計画、予算における事業単位と、完全に1：1：1になっていないため、PDCAサイクルをうまく連動させていく上で、実施計画の策定や予算編成に、十分に活用しきれていない面があります。

#### 【外部評価について】

- 平成23年度から、外部からの視点を事務事業の評価に取り入れ、第三者的な視点により、評価の透明性や客観性を向上させる仕組みと外部評価を試行実施しました。
- 平成25年度からは、本格実施として、附属機関であり、学識経験者や公募市民から構成される日進市行政改革推進委員会による外部評価を開始しました。外部評価は、市民にも公開で実施し、委員からの様々なご意見、ご提言や、また、外部評価での意見を受けた対応についても、ホームページで公表しています。
- 平成27年度から、事務事業の枠にとらわれない「テーマ型評価」を行い、総合計画における施策や、第2次経営改革プランに位置付けられた取組項目など、複数の事務事業を束ねる施策や部横断的な事業等の評価を実施することで、外部評価による各種施策・事業の見直し、改善を積極的に進めております。

#### 4 今後の方向性

- 今後も事務事業評価と外部評価を実施していきます。
- 今年度、行財政システムを新たに導入することで、令和元年度予算から、事業単位を再構築します。事務事業評価、実施計画、予算の事業単位を揃えることで、行政評価を最大限活用する実施計画、予算編成につなげていく予定です。
- 事務事業評価については、令和2年度公表分（評価対象令和元年度）から、事業単位が揃うことで、予算執行状況の効率性や課題及びそれに対応した実施計画、予算までの流れが、市民にとっても、よりわかりやすくお示しできるようにしていく予定です。